住宅改造助成の注意点

原則、申請後の工事内容の変更は認められません。申請は、工事内容や金額を確定してから行ってください。 やむを得ず工事内容等が変更となる場合は、**必ず着工前に**町にご連絡ください。

【写真作成時の注意点】

- 黒板等に書いて撮影するなど、必ず撮影年月日がわかるようにしてください。
- ・段差解消、浴槽取り替え、開口幅確保等の工事の写真については、メジャーをあてるなど、必ず<u>施工前</u>後の高さまたは幅が分かるように撮影してください。
- 目印となるものが入るように撮影し、手すり等の取り付け位置全体がわかるようにしてください。

【見積書作成時の注意点】

- 見積書及び工事費請求内訳書、領収書等の宛名は申請者と対象者の連名で作成してください。
- ・見積書は以下のように記載してください。
 - ① 工事箇所毎(浴室・洗面所、便所、玄関、居室、廊下・階段、台所、その他)に分ける。
 - ② 工事箇所毎にさらに各工事毎(手すりの取付、床の嵩上げ、便器の取替等)に部材費、大工手間、解体撤去費、給排水工事費、諸経費等を分ける。
 - ※天井・壁等の対象外工事についても分けて記載してください。
 - ※全体の工事に対して一式の金額では助成金の算出ができませんのでご注意ください。
 - ※仕様書やカタログ等も添付してください。

【ユニットバスへの取替えについて】

以下の条件をすべて満たす商品への取り替えの場合に、ユニットー式経費のうち一部が対象となります。

- (1) 浴室出入口がグレーチング等により段差解消されている。
- ② 浴室出入口が65cm以上確保されている。
- ③ 浴槽出入りのための手すりが設置されている。
- ※①、②は施工前後の変化がわかるようにメジャー等をあてて撮影してください。
- ※対象となるのは、バリアフリーにかかる部分のみのため、見積書は一式ではなく、項目ごとに分けて作成してください。(例:手すり、床、浴槽、扉、水栓等)

【その他の注意点】

- 見積書、図面、写真の工事項目ごとに共通の番号を振ってください。
- ・契約は助成決定通知後に行ってください。
- ・原則、着工後の追加工事は助成対象外になります。